

第 1 0 回
消費者安全に関する検討委員会
議事録

内閣府 国民生活局 消費者安全課

第 10 回消費者安全に関する検討委員会
議事次第

日 時：平成 21 年 3 月 27 日（火）10:57～12:01

場 所：合同庁舎 4 号館共用第 2 特別会議室

1．開 会

2．議 事

報告書取りまとめについて

3．閉 会

升田委員長 定刻前ですけれども、委員の方が全員そろわれましたので、これから第10回消費者安全に関する検討委員会を開催いたしたいと思えます。

年度末の非常にお忙しい中、委員の皆様には御出席いただき、本当にありがとうございます。

まずはじめに、消費者庁関連法案の審議状況などを踏まえまして、事務局から本委員会の今後の進め方についてお諮りしたい旨の申出がありますので、まず岡田審議官の方から説明をお願いしたいと思います。ではよろしくお願ひします。

岡田国民生活局審議官 委員の皆様方には、本委員会の審議に精力的に取り組んでいただき、そのことにつきまして、まずお礼を申し上げたいと思えます。

御承知のことだと思いますが、消費者庁関連法案につきましては、昨年の9月に国会提出しました後、しばらく審議は進まない状況でありましたが、この17日に衆議院の本会議におきまして、消費者庁関連法案の趣旨説明と質疑が行われ、その後、消費者問題に関する特別委員会において精力的な審議が行われているという状況でございます。

これまで、この委員会では、消費者庁創設に向けた政府での決定事項を前提として、その範囲でいろいろな御議論をお願いしてきたところでございますが、国会におきまして、政府提出の案に加えまして民主答も提出されておりまして、その両案が一括して審議されているという状況でございます。現在、18、25と法案審議が行われまして、来週以降も精力的な審議が続くという状況でございますので、そういった現状をかんがみますと、法案の審議の結果を踏まえて最終的な報告書を取りまとめていただいた方が、盛り込まれる内容が消費者庁の運営などに反映させることにつながるのではないかと考えております。

政府案と民主党案がどのような決着になって、国会がどう御判断されるか、それからまた国会での審議の中で新しい論点が出てくる可能性もあると思えますので、そういった法案審議の結果を踏まえて、最終的な報告書を取りまとめていただいた方が、消費者庁の発足に向けた運営に实际的な反映がより効果的にできるのではないかと考えている次第でございます。

こういうことを踏まえまして、本日は、報告書取りまとめに向けた御議論をいただくという予定でございましたが、取りまとめ自体はもう少し先のタイミングでお願いさせていただければと思えます。委員の皆様方の御理解と御協力をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

升田委員長 ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等をいただきたいと思えますが、前回、終わるときに、私からは、取りまとめ、いろいろ状況がありまして、是非お願ひしたいと申し上げておきながら、数日を経て違うことを申し上げるのはまことに申しわけないんですが、今、審議官の説明がありましたような状況と、前回も委員の中の数名の方から国会審議の状況を踏まえた御発言もありましたので、状況を御理解いただけるのではないかとと思えますが、いずれにしましても、今の御説明につきまして、御意見等ご

ございましたら、忌憚なくお願いしたいと思います。どうぞ、加来委員。

加来委員 今、岡田審議官からの御提案に、私は異論はありません。政府提案の3法案と民主党の法案もありますけれども、どういう形でうまく取りまとめていただくのか、これは国会にお任せしますが、それを見比べた上での報告書の取りまとめ、その方が確かによりの確な内容を盛り込まれるという、我々にとっても議論の引き続き真価を深めるという機会も得られると思いますので、今後、スケジュール調整、なかなか大変だとは思いますが、そういうことであれば、了解して、引き続き議論に参加していくということで、参加させていただきたいと思います。

升田委員長 加来委員から前回も御発言いただきましたけれども、そのほかの委員の方で何か御質問、御発言ありましたら、お願いしたいと思います。原委員、どうぞ。

原委員 状況については、今の事情、今も国会の傍聴からここに駆けつけたような状況で、理解いたしました。やはり消費者安全に関わる部分は、一番大切なところでもありますので、一応国会の審議が終わってからということでもありますけれども、早急に充実した検討を尽くして、早期にいい仕組みで立ち上がるということで、できるだけ早い段階で充実した議論が展開できるようにお願いしたいと思います。

升田委員長 ほかにはいかがでございますでしょうか。今回御審議いただきました内容の中には、既に事実上その内容で動いている分もございますけれども、いかがでございますでしょうか。大体よろしゅうございますでしょうか。

それでは、今後の進め方につきましては、本日の段階ではこれまでの議論につきまして、おおむねの整理を終え、おおむねというところが非常に微妙ですけれども、おおむねの整理を終え、その後、法案の審議結果等を踏まえました上で、最終的な取りまとめを行わせていただくという具合にしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

升田委員長 ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきたいと思えます。

それでは、第8回、第9回における御議論及び関係省庁との調整を踏まえて整理を行った報告書の素案が皆さんのお手元にあると思えますけれども、事務局から御説明をお願いします。

野村消費者安全課長 お手元の資料1及び参考資料の御説明をさせていただきます。

資料1「消費者安全に関する検討委員会報告書(素案)」とさせていただいてございます。副題といたしまして、「消費者の安全・安心の確保に向けた総合的な取組の推進について」とさせていただいてございますが、この副題については、こういう考え方でよいのではないかという御意見をちょうだいしてございますので、そのまま付させていただいております。

全体の構成の中で若干の修正を加えさせていただいておりますところ、2番目の章でございますけれども、「消費者庁の円滑な発足に向けた取組」としてございましたが、その

頭に「消費者行政の一元化及び」とさせていただいております。

第 1 章の第 1 節「消費者の自立支援」のところでございますが、(1)といたしまして「消費者安全教育の推進等」、(2)といたしまして「消費者へ伝わり、かつ消費者が参加するリスクコミュニケーション」と改めてさせていただいております。

本文でございますが、1 ページ目、「消費者行政の一元化及び消費者庁の円滑な発足に向けた取組」でございますが、まず、第 1 節「消費者事故情報を一元的に収集・分析・発信するためのシステムのあり方」といたしまして、消費者事故情報は、消費者の安全・安心に係る適切な意思決定のための前提となるものであり、消費者事故情報の顕在化が図られる環境整備を進めるとともに、その適切な一元化を実現することは、重要な課題であるとしてございます。

また、現状の評価につきましては、十分な共有化が図られず、消費者の視点からわかりやすく一元的な発信を行うなど積極的な利活用がされているとは言い難い。こうした状況の改善を図っていくべきであるとしてございます。

それから、全体を通じまして、「安全・安心」という言葉が各所に出てまいりますけれども、「安全」と「安心」の考え方の整理を脚注に付させていただいております。脚注の 2 でございますが、「安心」とは、これは平成 16 年の「科学技術政策に関する懇談会報告」からの引用でございますが、「人が知識・経験を通じて予測している状況と大きく異なる状況にならないと信じていること、自分が予想していないことが起きないと信じ、何かあったとしても受容できると信じていること」といった考え方によって用いさせていただいております。一方、「安全」に関しましては、リコールの促進の共通指針でも御議論いただきましたが、「安全」とは、消費者の生命又は身体に被害が生ずる危険性が、許容可能な水準まで抑えられていることをいう、という考え方をとらせていただいております。「安全」につきましては、客観性が重んじられ、科学技術や社会技術によって実現が目指されるものの、定義的な概念整理からわかるとおり、主観的な面 主観的な面といえますのは、受容できると信じていることといった意味合いと許容可能な水準まで抑えられているというところの関連ということでございますが、主観的な面が含まれ、「安心」と密接な関連性を有していると、本報告書ではそういう解釈をさせていただいているというふうに整理させていただいております。

2 ページ目でございますが、重大な事故情報の収集・活用に関しましては、関連する情報の中で、特に消費者被害は発生していないものの、被害発生につながり得る欠陥に関する情報の収集も重要であるという御指摘を反映させていただいております。

それから、その下のパラグラフでございますが、特に重大な事故情報の扱いについては、常に分析と発信の重要性を意識した取組が必要であるという御指摘を反映させていただいて、修正を加えさせていただいております。

3 ページ目は、文言の適正化でございます。

3 ページ目の末尾から 4 ページ目にかけて、「事故情報データベース」に関する記

述をいたしてございますが、その2つ目の黒ポツでございますが、収集された情報の閲覧環境についての記述でございます。広範・多様な主体が自由かつ容易に閲覧できるか、広範・多様な主体がそれぞれの用途に応じて利用し得るか、情報の信頼性は担保されているか、等の観点を踏まえながら設計を進めるといたしてございますが、さらに、消費者の視点からは、閲覧環境のあり方は特に重要で、後述(3)、これは事故情報の公表提供のあり方のルールが必要だという記述の部分でございますが、後述(3)のとおり、十分な検討を経た上で情報提供ルールを設定していくようにという記述を付け加えてございます。

3つ目の黒ポツは、関係機関、可能な限り広範にデータバンクに取り込んでいくという指摘の続きでございますが、その際、事故の発生状況を誤認することのないよう、情報の同一性等を確認するプロセスを盛り込むべきであるという御指摘を反映させていただいております。

その下、消費生活相談窓口等の強化の記述でございますが、P I O - N E Tシステムの刷新の重要性について言及すべきであるという御指摘をちょうだいをしております。

また、商品テスト機能の強化についても言及すべきであるという御指摘を反映させていただいております。

5ページ目の末尾からでございますけれども、事故情報の公表、提供のルールのあり方についてというところでございますが、消費者事故情報は、消費者や事業者が安全・安心に係る適切な意思決定を行うための前提条件として重要である。それゆえ前述のとおり、社会全体として事故情報の共有化が図られる環境整備を積極的に進める必要がある。その際、行政機関が収集した情報をどのように消費者や事業者に提供するか、そのルールの考え方がポイントとなる、としてございます。

その1つパラグラフを飛んだところで、事故の発生・拡大防止のための情報提供の迅速性と正確性を勧案する必要性について言及してございます。

パラグラフ2つ飛びまして、事故情報の扱いに関しまして、特に提供面においては一元的な取組のあり方という視点は常に漏らさないように言及すべきであるという御指摘を反映させていただいております。

7ページ目、(国際的な情報共有)のパーツでございますけれども、消費者庁や関係機関等において海外の専門機関との間で連携協力、情報共有を図るための枠組み等について具体的に検討を進めるべきである、という記述を付け加えさせていただいております。

7ページ目から9ページ目にかけて、第9回で議論いただきました重大事故情報の報告公表制度について記述をしております。7ページ末から8ページにかけて、消費者庁への移管の考え方を整理いたしました上で、8ページ目の中段以降でございますが、対象分野の拡大のための考え方について整理をしております。

消費生活用製品で今導入されております重大事故情報報告・公表制度であります。それ以外の製品、食品サービス、施設等の分野にも制度のすき間をなくす観点から、拡大をしていく必要性というのは強く認められるとしてございます。

他方、他の法令に基づく制度により行政に対する事業者の報告を義務付けている分野もあり、この場合、関係行政機関からは「消費者安全法」によって情報の収集が図られることになる。こうしたことを踏まえて、分野ごとに運用状況の評価をして対象分野を検討していくことが重要であるとしてございます。

また、対象分野の拡大に伴っては、以下の 、 、 の論点についても併せて検討すべきといたしまして、1つには、報告しなければいけない事故の内容。現在の「重大」という定義について見直す必要があるか、ないか。また、いわゆるヒヤリハット情報については、報告の義務付けの対象にすべきや否やという論点、また、 といたしましては、現在は、製品に起因していることを確認した上で公表するという手続になってございますが、より迅速な公表の仕組みを検討する必要性について、また、 その他といたしまして、報告義務者や報告期限、現在は、事故発生から10日以内としてございますが、等についても検討が必要である旨を記載してございます。

第2節「「消費者の視点」を取り込んだ新たな取組の展開」という節でございますが、10ページ目、11ページ目までにかけては、文言の適正化を図らせていただいているところでございます。

11ページ目でございますが、（「食品安全基本法に規定する基本的事項」のあり方）に関しましては、関係行政機関とも御相談をさせていただいているところでございますが、特に食品安全委員会の科学的見地に立ったリスク評価の重要性と、消費者の目線に立った消費者庁の総合調整機能の重要性に関しましては、どういうふうに具体的にバランスをとっていくのかというのは、さらに今後検討していく必要があると考えてございますが、この報告の書きぶりに関しましては、現在案のような形で整えさせていただいているところでございます。

11ページ目から12ページ目にかけては、「事故の未然防止につながる原因究明」のところでございます。刑事責任追及のための捜査と独立・並行した原因究明の必要性、重要性、また、必要に応じて消費者庁において、調査権限を持った事故調査委員会を設置する重要性について言及をしてございます。

この記述に関しましても関係機関と調整をさせていただいているところでございますが、具体的な制度設計に関しましては、今後、検討させていただくということにしてございますが、報告書案の記述ぶりとしたしましては、現在案のような形で整えさせていただいているところでございます。

「（3）安全性に係る基準のあり方」の4つ目のパラグラフでございますが、安全基準の設定や改定だけでなく、製品等の規格作りや、その標準化をはじめとして、安全に係る措置を講ずる場合にも、消費者の視点が反映されるような取組の推進が望まれると。前回の案よりもより広範な観点で消費者の視点が反映されるような取組の推進を記述をするという御指摘を反映をさせていただいてございます。

13ページ目、「（4）生活弱者の目線に立った取組」の2つ目の節でございますが、

要介護者、身体障害者等の生活弱者の事故対応ということでございますが、生活弱者の事故対応の情報の一元的な収集・分析・発信の重要性について言及しました後に、なおその際には、要介護者、身体障害者等が被害に遭っている事故情報については、情報の存在が公にならないケースや、情報発信が関係の深い人々に到達しないケースがしばしばあるとの指摘があり、消費生活相談の現場と福祉の現場を密接に結び付ける取組が重要である、との御指摘を反映させていただいております。

14 ページ目以降、第 4 章「消費者・事業者の取組と環境整備」でございます。

第 1 節「消費者の自立支援」、「(1) 消費者安全教育の推進等」としてございます。

最初のパラグラフで、消費者庁が中心となって消費者教育に関しまして分野横断的な取組が推進される必要があるとしてございます。

2 つ目のパラグラフで、消費者教育の推進には、学校における教育、社会教育施設における教育、関連する啓発活動等、それぞれの拡充が重要であるということを指摘をしております。

それから、3 パラグラフ目から 4 パラグラフ目にかけては、消費者教育を見た場合、安全分野の取組が相対的に手薄になっている感があり、抜本的な拡充を図るべきことの指摘を記述をさせていただいております。

「(2) 消費者へ伝わり、かつ消費者が参加するリスクコミュニケーション」といたしまして、消費者安全の分野におけるリスクコミュニケーションの浸透のために、その関連でも消費者庁が司令塔機能を発揮することが期待される旨の記述を冒頭にいたしております。

拡充のポイントといたしまして、第 1 といたしましては、平易でわかりやすい情報伝達に努めるとしてございます。そのための情報の整備、人材の育成、また、消費生活センターへの支援の強化等の重要性について記述をしております。

第 2 といたしましては、リスクコミュニケーションに関与する者のすそ野を広げる取組の重要性としてございます。そのために、消費者団体と行政機関等との連携強化等の重要性についてを記述をしております。

5 つ目のパラグラフでございますが、更に例えば、分野横断的な安全基準の基本方針の検討を行うような際には、消費者、事業者、専門家、行政等が一堂に会して、リスクの許容水準と安全基準との関係等について情報や考え方の共有を図り、共通認識をもって各々において合理的な行動がとられるような社会的な枠組み作りを進めることも検討課題である、としてございます。

第 2 節「リコール促進の取組の強化」の部分でございますが、「(2) 環境整備のための諸課題」の中の記述、消費者に関する記述の部分に関しまして、17 ページ目の 2 つ目のパラグラフでございますが、記述の適正化を図らせていただいております。

18 ページ目以降、「第 4 章 新たな消費者基本計画に向けた課題」のパーツといたしましては、第 1 節で「被害救済の実効性の確保・向上」、第 2 節で「安全・安心に関する

知識の総合化」、第3節で「国際的な潮流を踏まえた消費者安全法制のあり方」について記述をさせていただいております。若干の適正化を図らせていただいておりますが、これは第9回にごらんいただいた記述を基本的に踏襲させていただいております。

それから、その下に参考資料を2種類を配付させていただいております。参考資料、一番上に置かせていただいておりますのは、消費者事故情報一元化システムの全体的な見取り図を記させていただいたものでございます。

また、更に、当面の取組といたしまして、事故情報データベースや事故情報分析ネットワーク等の構築を進めるようにということの位置付けを配しております。特に、ハード面の整理が必要となります事故情報データベースと事故情報分析ネットワークに関しましては、イメージ図を2枚目から3枚目にかけて付けさせていただいております。

4枚目以降は、報告書案に盛り込む予定ということではございませんけれども、事故情報データベースの入力画面や閲覧画面について、前回、前々回でも御議論がございましたので、更に御指摘を踏まえて改定させていただいたものを参考として付けさせていただいております。

更に、その下、「リコール促進の共通指針(案)」に関しましては、第8回でパブリックコメントの状況、それを踏まえた修正案を御説明させていただいたところでございますが、御確認のために配付をさせていただいております。お目通しをお願いできればと存じます。

升田委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたら、お願いしたいと思います。廣瀬委員。

廣瀬委員 私は、公用と重なって、今まで2回ほど失礼いたしまして申しわけありません。少しおかしなことになるかもしれませんが、気がついたことを特に2点。

1つは小さなことで、資料1の16ページのリコールのところですが、これの真ん中よりちょっと下に「政府においては」というところから改行がありますけれども、「本指針を最大限尊重し、事業者をはじめ、事業者団体、消費者、行政機関等へ」と書いてあるのですが、せっかくここで並べるので、消費者団体というものを入れておいた方がよいのではないかということです。適格消費者団体などがかなり活躍し始めているわけですし、事業者の方は事業者団体というのが書かれておりますので、消費者団体というのも入れた方がいいのではないかという気がいたしました。

2番目は、これは全体の言葉の使い方に関わることでありますが、1ページの「基本的な考え方」で、「消費者事故情報」の「事故」という言葉ですけれども、まず、1ページの第1章の1、スタートのところでは、その本文は、消費者事故情報は、消費者の安全・安心に係る適切な意思決定のための前提となるもの、顕在化が図られる云々と書いてありまして、ここは読む人は消費者事故全体を考えているわけでありまして。次の「基本的な考え方」のところでは、「消費者事故情報とは」というところで、これは、生命、身体に発

生し、発生するおそれがある事態に関する情報だというふうに限定しているわけです。ただ、普通の人が見ると、消費者事故と言われれば、生命、身体に限定しないものと考えerはずですし、いろいろな物損事故が既に起きている。それをあえて排除するのと思うわけですね。法制度としては、すべての事故を含めるというのはとんでもないことになりかねないので難しいと思いますけれども、考え方としては、消費者の人損、物損すべてを含めてここでは考えているよという姿勢を示す必要があるのではないかと。一つがそれであります。

もう一つは、次のページあたりで、2ページに「重大な事故」という言葉があります。重大な事故については、上から第2パラグラフの（重大な事故情報等の収集及び活用のあり方）の中の5行目ぐらいから、「重大事故の場合には、消費者庁が司令塔機能を発揮して、迅速かつ政府一体となった対応を講ずることが重要である」云々と書いてある。重大事故の場合にはという形で更に限定した上で、こう書かれているので、「事故」には少なくとも3段階あると考えられているわけですね。

ついでに言わせていただければ、その下のパラグラフ「また」というところで、「消費者被害は発生していないものの被害発生につながり得る「欠陥」に関する情報」等々、ここでは、重大事故でなくてもこれに含めて考えているのかなという気もしないでもない。

更に最後のパラグラフ、「更に、全般的な事故発生の傾向の把握や」というときには、重大事故に限定した話ではないのではないかとと思うわけです。以上、全体に少なくとも2つの視点が並存しているのではないかと。1つは、事故というものの全体を一般的にどうとらえるかという視点。第2には、情報収集とか、安全規制とか、法制度や何らかのシステムの要件として縛りをつけるにあたってどう捉えるかという点。この両方の観点が存在している。基本的な考え方のところでは、少なくとも事故情報全体についても自分たちは目を光らせるよという視点は示す必要があるのではないかと。

そして、法制度的な意味での縛りということを言うときには、例えばの話ですけれども、消費者安全法事故情報とか、あるいは消費者安全事故情報とか、何かそこに別の言葉を付けて、生命・身体の場合を限定するとしてはどうか。そうした上で、重大事故については、更に絞った形で捉えるというふうにしてはどうかと。そして、そこに至らないもの全体に、事故情報は自分たちとしては一元的にとにかく広く把握しなくてはいけないと考えているよという姿勢はより明確に出した方がいいのではないかと思いました。

以上です。

升田委員長 今のお話は既に従来の議論の中でも出ているところもありますし、かつ、先ほど審議官から説明がありましたけれども、今回の検討が基本的には消費者庁設置法案等々の法律の成立を前提としていますので、今おっしゃったこと、すべてここに盛り込むというわけにはなかなかいかないとは思いますが、関連する範囲で事務局の方からありましたらお願いします。

野村消費者安全課長 第1点目のリコールのところの記述は、適正化するように検討さ

せていただきたいと思います。

それから、第2点目に関しましては、前回、前々回でも事故情報の定義的なものが必要ではないかといった御指摘、やりとりもあったかと思っております。それに対応いたしまして、脚注の1番目のところで、厳密な定義に関しましては「消費者安全法案第2条による」とさせていただいてございまして、この具体の意味合いとしましては、今、先生が御指摘のとおりなんでしょうけれども、1.の最初の文章、ここは広い意味での消費者事故情報、ですから、生命・身体に限った意味合いではなくて、広い意味での消費者が事故に遭っているという日常用語的な意味合いで消費者事故情報という用語を使わせていただいております。その一元的な取組、それに向けた消費者庁の創設の重要性についてをフラットに書いてございまして、それ以降、この脚注が付いておりますところ以降のところは、生命・身体被害に情報事項の内容を限定させていただいて、そこに特にフォーカスをこれ以降はしますよという意味合いで脚注を付させていただいております。その上で更に、消費者安全法案の制度設計を前提とさせていただきまして、重大な生命・身体被害情報に関しては、緊急発信をする等の司令塔機能の重要性。ただ、緊急重大事態以外であっても、幅広く情報を収集して、それを発信していく重要性ということを考え方として整理をさせていただいているという構造になってございます。

そういう整理、ストラクチャー以外の組み方があり得ないというわけではないかとは思いますが、ここでは、現在検討されております消費者安全法案のスキームを踏まえた考え方の整理ということで、こういう構造をとらせていただいております。

ただ、脚注の1のところも非常にあっさりとした書きぶりになってございまして、もう少し丁寧にわかりやすく書くべき必要性があるかないかといったところは、御指摘を踏まえて精査させていただければと思っております。

升田委員長 そのほか。原委員。

原委員 今のところについてともう一つの意見なんです、消費者安全法に基づいて整理をして書かれているということで、私も消費者安全法を読んだことなんです、消費者安全法について規定されている書きぶりというのは、1ページの第1章の1.の上から消費者事故情報とは、安全・安心に係る適切な意思決定、これで書かれているので、このとおりと思うんですが、ただ、おっしゃられたのは、文章が、ここは消費者事故情報は、こういうふうに消費者安全法で書かれているけれども、同じ消費者事故情報という言葉を使って、(1)の「基本的な考え方」の(消費者事故情報のとらえ方)のところは、限定したものについて説明をしておられるので、同じ1ページの中にありながら、違う規定で入ってきている印象があるんですね。ですから、(1)の「基本的な考え方」、(消費者事故情報のとらえ方)のところの書き方は、消費者事故情報の中でも特に消費者の生命又は身体に被害が発生するものは、それから、おそれがあるものは非常に重要だと考えて、それに基づいて基本的な考え方を整理をしたというふうにされると混乱がないのでは

ないかと感じます。だから、そこは別に意見の相違があるわけではないので、整理をしていただけたらと思いました。

それから、9ページなんですが、公表についての部分です。ここは、新たに加えていただいて、確かに7ページから始まっている全体の文章なんですけれども、それぞれの省庁がそれぞれの事故情報の収集の仕組みを持っていて、公表の仕組みを持っているから、そことうまく整合性をとって、いい形での情報提供、公表の仕組みをとっていただきたいということで、その書き方で書かれているのでいいんですが、9ページの書き方がやや気になっていて、の「公表について」というふうに文章が始まっていて、上から4行目、5行目、6行目あたりなんですが、「起因性がないことが明らかになる前であっても、必要に応じ、広く事業者名等を含めた詳細な情報を公表する運用を検討すべきであるが、公表の必要性や」とすごく長く文章が続いているんですね。私としては、「必要に応じ広く事業者名等を含めた詳細な情報を公表する運用を検討すべきである」と切って、「ただ、その際、公表の必要性や」というふうにしていただいた方がいいのではないかとということと、それから、「必要に応じ」ということだけで広く事業者名を含めた詳細情報を公表すると書いてありますけれども、必要に応じてだけではないと思っていて、例えば、きちんとこの情報はこういう消費者から情報提供されたものだけで一応提供している情報ですという断り書きを書くということも考えられますから、「必要に応じ」だけではすごく狭いので、広く事業者名等を含めた詳細な情報を公表する運用方法ですよね。何かもうちょっと手法みたいなものを検討するということを入れていただけたらと思いました。だから、広く情報提供するには、必要に応じだけではなくて、公表の手法をもっと深く検討して、消費者に混乱がない形、事業者にも混乱がない形での提供ができるのではないかと考えておりますので、手法の検討というあたりも入れていただけたらと思います。

以上です。

升田委員長 2点のうち、第1点目は、先ほどの御質問だと思いますので、そこは先ほどのお答えで検討するということだと思いますが、2点目は、私なんかは別に長い文章とは思わないんですけれども、確かによく読んでみますと、どこがどうつながるかということもありますので、1点目は文章をできるだけ短くわかりやすくすることと、もう一つは、確かに検討の範囲について、もうちょっと広めにとということだろうと思いますので、そこは検討するということによろしいかと思いますが。

向殿委員、どうぞ。

向殿委員 ちょっと御審議願いたいところがあるんです。ページで言うと、資料1の17ページで下線の引いてあるところですけども、前回お話があった、この文章は、最初は、「消費者にも責任がある」という文体だったのを、「注意して使用する行動が求められる」というふうに、ある意味では弱くなったように思えます。しかし、私の意見としては、製造メーカーはリスクを許容範囲内まで下げる責任があるし、残ったリスクは、ユーザー、消費者がちゃんと責任を持って取り扱うという責任があって、それを基準を決め、

監督するのが監督官庁の責任である。おのおの責任があるということを考えれば、これはやはり行動を求められるより、消費者にはそういう責任があるということを明記した方が、消費者庁、もしできるとすると、そのスタンスとして重要ではないかと私には思えますので、また元へ戻すような形で申しわけないですが、こういう議論を少ししていただいて、ここに消費者の責任ということを入れるというのを、私はある意味では元へ戻すことを提案したいということでもあります。

升田委員長 今、御意見がありまして、前回は、ここが責任とするのは強過ぎるのではないかということでありましたけれども、おそらく御意見おありの方はいらっしゃると思いますので、この点について、どうぞ、佐野委員。

佐野委員 一人ひとりの消費者に責任を負わせるというのは非常に強い言葉であって、ここで書くには、あくまで「使用する行動が求められる」ということで、私は十分趣旨が理解できるということだと思います。それは事業者の立場と消費者の立場は全然違うわけで、事業者は物を作って市場に出す、社会に対する責任があって、それと同等に消費者が責任を持って使用するというのは、ちょっと違うのではないかなと思いますので、「求められる」で私はここは十分だと思っています。

以上です。

升田委員長 ほかに。どうぞ、早川委員。

早川委員 私が思うには、行動が求められるというよりは、事業者の責任と、消費者の責任というのは当然違うわけですから、消費者の責任というものもきちっと出した方がいいと思います。

升田委員長 別に数で決めるわけではないんですけれども、非常に重要なところだと思いますので、廣瀬委員、どうぞ。

廣瀬委員 非常に大事な問題だと思いますが、言葉というのは外に向けて出すときにはいろいろなインパクトを持っていると思うのです。一般的には「責任」というのは非常に広く使われていると思いますけれども、升田委員長の前で釈迦に説法かもしれませんが、責任という言葉があると、私なんかはかなり緊張する方として、法的な責任というのが、チラッと頭をよぎる。他方、例えば 13 ページあたりでは、生活弱者の目線に立った取組とか、要介護者、身体障害者等の生活弱者の事故対応とか、こういうところにも配慮するよと言っているわけです。特にお年寄りとか痴呆が進んでいる人たちでもいろいろな製品を使わざるを得ない。そういうときに、責任というのはどう考えるのか。すごくその辺は難しい問題が法制度の方にもあるわけです。

少なくとも皆さんも、消費者が事業者と同じレベルで責任を平等に分配するというふうには考えていないのではないかと思うのです。特にこういう生活弱者についてはことさらです。僕は向殿先生の理論とかは大変賛同している方なんですけど、「責任」という言葉が余り強く出されることについてはどうかと。余り賛成できない方の立場です。ですから、その意味で、ここはこれでもいいんじゃないか。つまり、17 ページの案でもいいんじゃない

ないかという感じがいたしました。

升田委員長 確かに終局の目的は、事故をできるだけなくすということが非常に重要だということは、多分共通しておられると思うんですが、その場合、事業者だけで完全にそれはできないわけで、使う方にもそれ相当の何らかの対応が必要である。これもおそらく異論がないだろうと思うんですね。その場合に、ケース・バイ・ケースによるところはありますけれども、双方の役割分担というのが非常に社会的には重要であるというのはそのとおりで、役割分担というような趣旨が今回の報告書では、そこは必ずしもそういう視点からは書いていないということは、そのとおりだと思います。多分そういう観点からの御意見だと思うんですが。

向殿委員 はい、そうです。そういう観点、法律的な意味での責任という強い意味で申し上げているのではなくて、役割分担としてちゃんとリスクはゼロになりませんから、それぞれの役割があるということを明確にするために、あえて私は広い意味の責任という言葉を使ったらいかがですかという御提案です。

升田委員長 それで、確かにおっしゃるとおりのところなんですけど、問題は、今回の最初に話題になっておりましたように、今回の意見書をどう位置付けるかということもありまして、そののところまで最終的にどうするかだと思いますけれども、もうちょっと委員の方の御意見を伺ってということにしたいと思いますが、原委員、何か。

原委員 ここは環境整備のための諸課題で文章が書かれているだけですよね。だから、コストがかかるとかということが書かれていて、それから、環境負荷の増大にもつながるといような、リコールが過大になされると、コストもかかるし、環境負荷もかかるよ。だから、消費者はきちんとした行動をしるよといような文脈の中で語られているので、やや違和感があるんですね。ですから、私としては、ここに文章を置くのも余り適当ではなくて、もうちょっと後ろの方に持ってくるとか、だから、単純にリコールが行き過ぎる場合にはといのを、そのまま前の文章に送って行って、消費者には、注意する行動が求められるといのは、もっと後ろの方、マスメディアの前か、そのあたりに持ってきて、「求められる」という言葉で置かれた方がいいのではないかと思います。

岡田国民生活局審議官 ちょっと今の御議論を聞いていまして、先生方が言われていることはそんなに大きく違ってないように聞こえるんですが、要するに、安全確保に対して、事業者も責任があるし、消費者にも責任があるし、行政にも責任があるということを言われているんだと思うんですが、ここの部分でそれを書いて、今、責任という言葉になると、消費者の責任だけで、事業者の責任という言葉は出てこないわけなので、そこは書く場所が別なのかなと。そこはもっとかなり根本論として、今、委員長は役割分担という言い方がありましたけれども、そこら辺をもう少し基本的な考え方みたいなもので整理するところは、どこか別の場所に入れた方がいいかなという気もするんですが、もしそんな感じでよければ、少し検討させていただきたいと思いますが。

升田委員長 従来はリコールをできるだけ充実させて、促進するという方向で議論がき

ていて、しかし、それは受け手である消費者の方がそれをきちっと理解していただいて、利用していただかなければ、実は情報も何の意味もないということになりますし、従来、事故が起こりますと、いろいろな原因が複合して起こることがありますので、多分、向殿委員の方は、そういった分析からおっしゃっているところだろうと思いますけれども、確かにリコールにとどまらないところがありますので、一度検討させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。御意見はそれぞれおありだと思いますが。廣瀬委員、どうぞ。

廣瀬委員 私も賛成です。それから、岡田審議官が言われたことにも賛成なのですが、これ全体を見て、基本的な考え方というのが、明確にはでていない。「はじめに」がまだないということもあるのかもしれませんが、 章以下はわりに細かな具体的な話なんです。基本的にそれぞれどうやったらいいの、それから、これから国はどうやるのというメッセージがまだまだという感じがします。国会の審議も進行中で、そもそも消費者庁とか、そういう主体をどうとらえるかというのが議論されているわけですから、それを受けたところで、ここに堂々と書かれるといい。そこでは国民の方でも一定の役割を考えなくちゃいかんと。ただ、非常に小さい子ども、これは親がいるわけでしょうけれども、小さい子どもとか、独り暮らしの認知症の方もいるわけですから、そこでは役割はそうだけれども、その役割が果たせないかもしれない人もいるということは考えないと、これからはいけないと思うのです。ヨーロッパでもそういう傾向が出てきているので、その辺は慎重にしながら、しかし、基本路線はちゃんと出すということは重要なんじゃないかと思えます。

升田委員長 いずれも委員の方、重要な指摘なんですけれども、最初に話題になりましたように、本委員会の報告が法案を前提としているということがありまして、「はじめに」というところも今廣瀬委員がおっしゃったような大上段のところはできるだけ避けつつというようなところも考えていたんですけれども、可能な範囲でその辺も配慮しながらということで一度検討させていただきたいと思いますが。

そのほかの項目につきまして、東委員、どうぞ。

東委員 そのほかの点で、少し細かい話も入ってまいります、3点、御意見申し上げたいと思います。

1点目は、13 ページになりますが、「生活弱者の目線に立った取組」というところの後半の部分ですね。（要介護者、身体障害者等の生活弱者の事故対応）というところでございます。ここで、前回の資料もこうだったのかもしれないんですが、今回の御指摘でお許しいただきたいと思いますが、障害者につきまして、身体障害者という形でここを表記しているというあたりですね。「障害者等」で、知的障害者の問題などもありますので、身体ということをここであえて付けない方がよいのではないかと、1点意見として持っております。

それから、2点目は、14 ページの「(1)消費者安全教育の推進等」という見出し自

体についてでございます。前回まで「消費者安全教育の拡充」という言葉が論点のときには使われていたように思います。これを「推進等」ということで「等」が入ってはいるんですが、変わったのはどういうことかなということですね。特に「推進」という言葉が悪いということではないんですけれども、推進といいますと、今ある仕組みとかをより押し進めるといったイメージが私などはございまして、「拡充」と言いますと、もうちょっと新たな展開を含めて広げていくという印象がございまして、「拡充」あるいは「拡充・推進等」なのかわかりませんが、ここの見出しの表現について、御質問といいますか、意見ということでございます。

3点目は、同じく14ページの3つ目のパラグラフですね。「これまでの消費者教育をみた場合」というところでございます。安全が手薄だということ、私自身もこれまで発言しておりますので、こういうことだとは思いますが、その3行目ですね。「これまでの」下の下の行ですが、「安全・安心に関する知識の総合化、体系化等を進め」という表現があるのですが、これは全体を通して読みますと、これまで総合化や体系化が余りされていなかったような印象を持ちます。前回、御説明もいただいたように、体系化自体はかなり進んでいるのだと思います。少なくとも安全についてということではなくて、安全に関する消費者教育ということ言えば、体系化自体は進んでいるというか、1つの形がございまして、入れるのであれば、「一層進め」とか、既にある程度できているものをベースにするといったニュアンスをここに含み込んでいただけたらということでございます。

以上です。

升田委員長 第1点目は、多分取った方がいいだろうと思いますが、2点目は、文章の中に「推進」というのと「拡充」という両方の言葉が使われていますけれども、多分「推進」と使ったのは、普通、法令上、大体「推進」と使っちゃうんだろうと思いますが、3点目のところは、入れるということだと思いますが、2点目はいかがでしょう。

野村消費者安全課長 消費者教育の関係は、前回第9回に御議論いただきましたけれども、特に主要な御指摘としまして、食育、金融教育、環境教育などの分野別には進んでいるんだけれども、横断的な取組を推進する必要がある消費者庁が中心となつてする必要があるのでないかといったこととございまして、あるいは、リスコミの取組と消費者教育の取組を連動させた取組の展開の検討でございますとか、現在、取組がないわけではないんですけれども、横断性や有機的な連動といった工夫を加えた形で推進をしていくという論点が比較的御指摘としては多かったのかなということで、そちらの言葉を選ばせていただいたということではありますけれども、力点の置き方としてそれで適当かどうかというのをもう一度精査をするようにという御指摘だと思いますので、改めて検討させていただきたいと思います。

升田委員長 そのほかにはいかがでございましょうか。山上委員、どうぞ。

山上委員 私もちっと細かいところでございますが、2点ほど。1点目は確認をさせ

てください。

ページ3の（警察、消防、医療機関等との情報共有）ということになっております。この全体のところでは、情報を幅広く収集するということだと思っておりますが、実は「保健所」という言葉が言葉としては一つも出てきておりませんで、実際、消費生活センターでは、食品に関するような御相談、異物混入だとか変質、異臭があるというような御相談というのは結構ございまして、そういうような場合、当該商品がもしあるようであれば、すぐ保健所の方に持っていくように。身体的に健康がすぐれないという症状があれば、すぐ医師にみてもらうとともに、診断書をというようなことを御助言させていただいております。ですので、保健所というところの情報というものはとても重要だと認識しております。そのため、ここで保健所は厚労省の下部の組織ということで、「医療機関等」というところに入っているのかどうか。そのところが全くわからないものですので、保健所という言葉がどこかに明記されるようであればいいなと思っておりますが、「等」のところにはどういうものが含まれるのか、教えていただきたいと思っております。

もう一点。今回、私、意見として前回の意見で出させていただいておりますが、今回は、事故情報が広く一般に国民が検索できるという画期的なシステムになっているかと思えます。消費者自身が事故に遭ったということの入力ができるとともに、消費者センターに寄せられた相談が、要するに見られるというシステムに変わるわけですね。従来のPIONETは、行政機関だけの閉じられた中での情報共有が大部分だったと認識しておりますけれども、消費生活センターに信頼して相談を寄せられている人の相談が自分の知らないところで見られているという認識が消費者のところには余りないのではないかなと思っております。これは消費者センターへの信頼の根幹に関わるようなものですので、是非ここら辺のところ、相談者の特定できないような特段の配慮が必要になるのかなと思っております。

といいますのは、一つ消費者センターに御相談なさいますと、センターから御相談者の方に追って御連絡とかさまざまな機会があります。そういったときに、「消費者センターと名乗ってよろしいですか」と言うと、「家族にも親にも絶対内緒ですから、それはやめてください」と。「じゃ、相談員、私、山上ですけれども、山上という名前だったらよろしいですか」と言ったら、「それにしてください」と。そういうことが多々ございますので、多分細かいようなところは、今後の運用面のところで検討されるのではないかなと思われましても、そこでの相談者の個人が特定できるような形がないように、是非是非お願いしたいと思っております。

以上、2点でございます。

升田委員長 第1番目の3ページは、これは従来、情報の共有に障害があると指摘されていた警察、消防、医療機関というものを特に挙げて議論しているというところが一つと、保健所は従来から多分協力体制にあって、実務上、支障はないのではないかとということで、あえてないんですけれども、今、委員のおっしゃったようなお話ですと、「等」のところ

には当然含まれているという理解だと思えます。

2番目につきましては、相談者の属性をどうするかというのは、具体的なソフトを構築するときに、ほかの問題も実はありまして、そこをどうするかというのは非常に悩ましい問題でありまして、そこは一つの大きな問題だと思えますけれども、事務局の方から説明をお願いしたいと思えます。

野村消費者安全課長 ちょっと細かくなりますけれども、参考資料、事故情報一元化システムのイメージという資料の10ページ目にデータバンクの検索結果閲覧画面のイメージを作らせていただいておりますが、ここの内容に関しまして、山上委員から丁寧にお目通し、御意見をいただいておりますが、これまで、事故の対象物や事故の状況に関する情報に関する御指摘が多かったんでございますけれども、被害者に関する情報をどういうふうに記載するかという御指摘かと承っておりますが、ここで前回までは年齢ですとかあるいは住所に関しましても、都道府県市町村の別がわかるような記載になっておったんでありますけれども、事故情報というのは、地方に行けば行くほど件数が少なくて、事故の態様を聞いて、何々県何々市と言われれば、どこのだれの話かというのがわかってしまうというような実態があるようでございますので、ここでは年齢もある程度幅を持たせた形、あるいは住所に関しても地域ブロックまでの記載にさせていただく案に前回から改めさせていただいておりますが、これで十分かどうかというところは更に精査をさせていただきたいと思っておりますが、御指摘については非常に重要な御指摘ということで、今、こういう形で検討を進めさせていただいているところでございます。

升田委員長 よろしゅうございますでしょうか。

山上委員 よろしく願いいたします。

升田委員長 それでは、例によってまた残り時間が少なくなってまいりましたけれども、どうぞ、越山委員。

越山委員 既に決着が付いているお話にまたあえて介入する気はないのですが、17ページの消費者に対する姿勢だとか権利の話が先ほどありましたけれども、これの本質論については、諸先生方にお任せしたいと思えます。ただ、ここに書いてあるのは、リコールに対するお話を言っているだけなので、ここで製品の目的や特性を理解して正しく注意して使いましょうということを書き出すこと自体が不適のような感じがします。そもそもここで書くのであれば、消費者というのは、リコール情報を収集するよう努めるとか、あとは、その情報に対して安全生活に帰するように努力するとすべきかと思えます。製品の特性等を理解し、注意して使用するのかという言葉がリコールの話とつながっていないし、あとは、もしどうしても正しく注意して使いたいという言葉につなげたいのであれば、多分、リコールの指針の中ではこの委員会の中で何度も議論していただきましたけれども、不具合だとか、安全かどうかよくわからないケースで、正しく注意して使いましょうということを消費者に求めることが考えられますが、これでは、とりまとめたリコール指針の考え方と一致していないととられてしまいます。書くのであれば、リコールに対する消費者に

求められる姿勢に絞った書き方に直した方がいいんじゃないかなという意見です。

升田委員長 ただいまの御指摘と最前からのいろいろな御指摘がありますので、それは総合的にまた検討させていただくということにしたいと思います。

そのほか。古田委員。

古田委員 メールで回答もいただいたんですけども、1ページ目で、一番最初の下線が引いてあるところで、「その顕在化」とあるんですけども、「顕在化」というのは何か日本語としておかしいような気がして、私は意思決定だと思っていたんですけども、事故情報のところが顕在化する対象だったと思うんですが、情報が顕在化するというのは何かおかしいような感じがして、情報でしたら、収集とか、報告が図られる環境整備、そんな感じが意味が通じるのかなという感じがします。

それから、その下の方ですが、「基本的な考え方」の第2段落目ですが、「被害発生のおそれがあるとははいえない場合」というところなんですけども、被害とはいえず、被害発生のおそれがあるともいえないような情報というのは、何でもありになってしまうので、せっかく上で消費者事故情報を定義したにもかかわらず、何でもありにしてしまうというのは、何かここ、歯止めがないと、定義にならないんじゃないかと。定義にならないというか、扱われるべきではないから、それぐらいあいまいな表現になってもいいのかもかもしれませんけれども、ちょっとここは厳密さに欠けるなという感じがいたします。

それから、この文章のことではないんですが、先ほど山上委員からあった、事故情報の公開の問題ですが、これはほかの業界でもそうなんですけれども、公開にしまうと、収集に非常に支障を来す場合があるので、必ずしも全部公開してしまうのがすべていいことではないというのもあると思うんですが、その辺は、これから先、じっくり議論する必要があるのではないかなということで、この報告書とは関係ございませんけれども、そういうコメントをさせていただきます。

升田委員長 2点といいますか、3点ありまして、1点目と2点目について、文章表現の問題ですので、これは検討させていただくということで、3点目は、今、古田委員も御指摘のとおり、本件そのものではありませんで、また今後の検討課題だろうと思います。

そのほかいかがでございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、最初に御説明もありましたように、これまでの議論を通じまして、本委員会の報告書案につきましては、おおむね、といたしまして、若干根本的な意見の違うところもございますけれども、そういったところをどう表現するかも含めまして、御理解を得られたものではないかと思っております。細かいところにつきましては、文章表現、あるいは言葉が違うんじゃないかということもありましたけれども、本日の御議論を踏まえまして、事務局の方で更に精査いただいて、更に、「リコール促進の共通指針」につきましては、特段の御指摘というものはございませんので、事務局の方で策定、公表の作業を進めるようにしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

升田委員長 ありがとうございます。ただいま御了解いただきましたので、そのように進めさせていただきたいと思いますが、最初にありましたように、今後、どのような時期にどういう形でまとめるかというところは非常に流動的でありますので、委員の方にまたちょっと御迷惑をおかけするかもしれませんが、そのときはひとつ御協力、迷惑をかけると言って御協力をお願いするというのもまことにもって失礼なんですけれども、審議の状況がそういうことでありますので、時期を見ましてまた御相談させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

升田委員長 ありがとうございます。それでは、事務局の方からも、是非タイミングを見計らっていただきまして、各委員に御連絡等々をいただいて、どういう状況で進行しているのかぐらいは情報共有という意味もありますので、御連絡いただければと思います。私の方からも要望させていただきたいと思います。

本日は、ちょうど時間になりまして、いろいろ御意見を賜りまして、どうもありがとうございました。これで終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。